

議案第 73 号

東京都板橋区立学校学用品費無償化条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第 12 条第 1 項の規定により提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 板橋区議会議員

小 柳 しげる

小 野 ゆりこ

大 森 大

石 川 すみえ

山 内 え り

荒 川 な お

いわい 桐 子

小 林 おとみ

東京都板橋区立学校学用品費無償化条例

（目的）

第1条 この条例は、東京都板橋区立の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「区立学校」という。）に在籍する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）に対し在籍校での教育活動に要する補助教材等を給付することにより、保護者の負担を軽減するとともに、教育の充実に資することを目的とする。

（対象者）

第2条 次条の補助教材等の給付の対象者は、児童生徒とする。

2 前項の規定にかかわらず、直前の在籍校の休暇を理由とした一時的な編入その他の事情により、区立学校での在籍が短期間に限られることが予め明らかである者を対象者とししないものとする。

（対象教材）

第3条 次の各号のいずれかに該当する補助教材等を給付対象とする。

（1）区立学校が選定した教材又は区立学校の学校長が教育委員会に届出をし、継続使用する教材

（2）その他教育委員会が前号に準ずる教材と認めるもの

（給付方法）

第4条 児童生徒の在籍校の学校長に対し、前条の補助教材等の購入のために必要な費用（以下「補助金」という。）を交付することにより、当該児童生徒に現物を給付する。

（補助金の額）

第5条 児童生徒が事業年度の1年間に使用する第3条の補助教材等の購入に必要な額とし、当該額は、板橋区規則（以下「区規則」という。）に定める額を上限とする。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に使用される補助教材等の購入について適用する。

（提案理由）

保護者の負担を軽減するとともに、教育の充実に資する必要があるため。